

第 25 回士別市農業委員会総会議事録

令和 5 年 6 月 27 日

士別市農業委員会

第 25 回 士別市農業委員会総会議事録

1. 開催日時 令和 5 年 6 月 27 日（火曜日）
午後 12 時 30 分開会
午後 1 時 00 分閉会

2. 開催場所 第 2 庁舎大会議室

3. 本日の会議事件

開会宣告

議事録署名委員の指名

諸般の報告

- | | | |
|-------|---------|------------------------|
| 日程第 1 | 報告第 1 号 | 士別市農業経営改善計画の認定について |
| 日程第 2 | 報告第 2 号 | 賃貸借契約の解約について |
| 日程第 3 | 報告第 3 号 | 農地所有適格法人の認定審査について |
| 日程第 4 | 議案第 1 号 | 土地の現況証明書の交付について |
| 日程第 5 | 議案第 2 号 | 農地法第 3 条の規定による許可申請について |
| 日程第 6 | 議案第 3 号 | 農用地利用集積計画の決定について |

出席委員（25 名）

- | | | | |
|------|----------|------|----------|
| 1 番 | 上野 浩二 君 | 2 番 | 湯浅 悦子 君 |
| 3 番 | 山下 篤 君 | 4 番 | 松井 薫 君 |
| 5 番 | 古川 昇 君 | 6 番 | 新田 康仁 君 |
| 7 番 | 森野 良次 君 | 8 番 | 鈴木 淳一 君 |
| 9 番 | 寺崎 徳仁 君 | 10 番 | 中澤 弘幸 君 |
| 11 番 | 工藤 修一 君 | 12 番 | 岡崎 京子 君 |
| 14 番 | 柳 眞由美 君 | 16 番 | 遠藤 英俊 君 |
| 17 番 | 沼舘 初男 君 | 18 番 | 鈴木 茂樹 君 |
| 19 番 | 佐久間 弘美 君 | 20 番 | 渡辺 亨 君 |
| 21 番 | 村上 幸博 君 | 22 番 | 栗本 勝 君 |
| 23 番 | 中山 義隆 君 | 24 番 | 鈴木 庄一郎 君 |
| 25 番 | 小野寺 悦子 君 | 26 番 | 木下 一彦 君 |
| 27 番 | 保科 隆志 君 | | |

出席説明員（4 名）

- | | |
|------|---------|
| 事務局長 | 林 秀忠 君 |
| 主査 | 梶山 賢一 君 |
| 主査 | 小林 泉 君 |
| 主事 | 佐々木 濤 君 |

4. 会議の概要

(午後 12時30分 開会)

●議長（保科隆志君）

第25回農業委員会総会を招集しましたところ、ただ今の出席委員は25名であります。定足数を超えておりますので、総会は成立いたしました。直ちに会議を開きます。

本総会の議事録署名委員には、20番 渡辺亨委員、21番 村上幸博委員を指名いたします。ここで、事務局長から諸般の報告をいたします。

○事務局長（林 秀忠君） ご報告申し上げます。

初めに、委員の欠席についてであります。「梅津委員」「本間委員」から欠席の届出がありました。

次に、本日の議事日程につきましては、印刷の上、お手元に配布のとおりでありますので、朗読を省略いたします。

●議長（保科隆志君） それでは、これより議事に入ります。

日程第1、報告第1号 士別市農業経営改善計画の認定について事務局より内容の説明をいたします。

○事務局（佐々木滯君） 農業経営基盤強化促進法第12条第4項の規定に基づき、農業経営改善計画の認定通知がありましたので、報告いたします。

番号1番、●●●●外4件の再認定、2件の変更認定、1件の認定取消がありました。

なお、累計は、先月比 1件減の 434件 となっております。

以上で報告を終わります。

●議長（保科隆志君） 質疑に入ります。ご発言ございませんか。

(「なし」の声あり)

●議長（保科隆志君） ご発言がないようですので、報告第1号は終了いたします。

●議長（保科隆志君） 次に、日程第2、報告第2号 貸借契約の解約について、事務局より内容の説明をいたします。

○事務局（相山賢一君） 農地法第18条第6項の規定により、貸借契約の解約の通知がありましたので報告いたします。

番号1番、貸人、●●●●、借人、●●●● より解約の通知がありました。

以上で報告を終わります。

- 議長（保科隆志君） 質疑に入ります。ご発言ございませんか。

（「なし」の声あり）

- 議長（保科隆志君） ご発言がないようですので、報告第2号は終了いたします。

-
- 議長（保科隆志君） 次に、日程第3、報告第3号 農地所有適格法人の認定審査について事務局より内容の説明をいたします。

- 事務局（小林 泉君） 農地法第2条第3項の規定に基づく農地所有適格法人要件について、株式会社●●●●より審査の申し出があり、審査会を開催したので、その結果を報告いたします。

農地所有適格法人の審査会につきましては、法人が、法人として農業経営を行うため、農地の取得を希望する場合には、農地所適格法人としての要件を満たす必要があることから、法人として初めて農地を取得する際に、その前段に、審査会を開催し、要件に適合するか審査するものであります。

申請があった法人、株式会社●●●●、代表取締役●●●●、構成員3名、主業種、農業とする法人であります。令和5年4月20日に審査の申出があり、4月24日に審査会を開催いたしました。審査委員は、保科会長と法人が川西町に農地を取得予定でありますので、担当地区農業委員により審査を行いました。

審査の結果、農地所有適格法人としての要件である形態要件、事業要件、構成員要件、業務執行役員要件、農作業従事要件の5つの要件をすべて満たしていると判断されました。

なお、農地所有適格法人としての認定日につきましては、はじめて農地を取得する際、農業委員会において権利移転の許可がされた日をもって認められるものであります。

以上で報告を終わります。

- 議長（保科隆志君） 質疑に入ります。ご発言ございませんか。

（「なし」の声あり）

- 議長（保科隆志君） ご発言がないようですので、報告第3号は終了いたします。

-
- 議長（保科隆志君） 次に、日程第4、議案第1号 土地の現況証明書の交付について事務局より内容の説明をいたします。

- 事務局（小林 泉君） 農地法関係事務処理要領の規定に基づき、土地の現況証明願いがありましたので、証明書交付の可否についてご審議願います。

番号1番、土地の所有者及び申請者、●●●●、所在、上士別町19線南、地番、●●●●外3筆、地目、公簿、田、現況、原野、面積あわせて3,194㎡、証明の必要理由、所有権移転登記。本申請地につきましては、農家台帳ですでに非農地登録されており、現在も原野としての利用されている土地であります。

番号2番、土地の所有者及び申請者、●●●●、所在、西3条14丁目、地番、●●●●、地目、公簿、畑、現況、雑種地、面積293㎡、証明の必要理由、地目変更登記及び所有権移転登記。本申請地につきましては、農家台帳ですでに非農地登録されており、現在も雑種地としての利用されている土地であります。

番号3番、土地の所有者及び申請者、●●●●、所在、上士別町19線北、地番、●●●●外1筆、地目、公簿、畑、現況、宅地、面積826㎡、証明の必要理由、地目変更登記及び所有権移転登記。本申請地につきましては、昭和53年に住宅を建設し、現在も宅地利用されています。本来、転用案件であります。士別市農業委員会の「特別な事情がある場合の現況証明の取り扱いについて」により、非農地になってから、15年以上が経過しているため、現況証明をするものであります。

現地確認につきましては、番号1番と番号3番は6月12日に、番号2番は6月7日に、いずれも各担当地区農業委員3名により実施をしております。

以上で説明を終わります。

●議長（保科隆志君） 質疑に入ります。ご発言ございませんか。

（「なし」の声あり）

●議長（保科隆志君） ご発言がないようですので、本案については原案のとおり決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

●議長（保科隆志君） ご異議なしと認めます。よって、議案第1号は原案のとおり可決されました。

●議長（保科隆志君） 次に、日程第5、議案第2号 農地法第3条の規定による許可申請について、事務局より内容の説明をいたします。

○事務局（佐々木滯君） 農地法第3条の規定により、許可申請のあった農地等の権利設定許可の可否について、同条第2項に基づきご審議願います。

番号1番、渡人、●●●●、受人、●●●●、所在、川西町、地番、●●●●外5筆、地目、畑、面積92,558㎡、契約の内容は売買であり、買い受けて農業経営に参入するものであります。

以上の案件につきましては、農地法第3条第2項に定める不許可事案にはあたらず、許可

要件のすべてを満たしています。

以上で説明を終わります。

●議長（保科隆志君） 質疑に入ります。ご発言ございませんか。

（「なし」の声あり）

●議長（保科隆志君） ご発言がないようですので、本案については原案のとおり決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

●議長（保科隆志君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第2号は原案のとおり可決されました。

●議長（保科隆志君） 次に、日程第6、議案第3号 農用地利用集積計画の決定について、事務局より内容の説明をいたします。

○事務局（相山賢一君） 農業経営基盤強化促進法 第18条の規定に基づき士別市より提出のあった、農用地利用集積計画の内容についてご審議願います。

番号1番、渡人、●●●●、受人、●●●●、所在、多寄町(40線東)、地番、●●●●外1筆、地目、畑、面積11,714㎡、対価、反当り、畑●●円で●●円、理由については、近隣地を買い受けて経営規模の拡大を図るためであります。

番号2番、渡人、●●●●、受人、●●●●、所在、多寄町(39線東)、地番、●●●●外1筆、地目、畑、面積2,040.17㎡、対価、反当り、畑●●円で●●円、理由については、隣接地を買い受けて経営規模の拡大を図るためであります。

番号3番、渡人、●●●●、受人、●●●●、所在、多寄町(39線東)、地番、●●●●外6筆、地目、田・畑、面積157,095㎡、対価、反当り、田●●円、畑●●円で●●円、理由については、近隣地を買い受けて経営規模の拡大を図るためであります。

番号4番、渡人、●●●●、受人、●●●●、所在、多寄町(37線東)、地番、●●●●外5筆、地目、田・畑、面積72,902㎡、対価、反当り、田●●円、畑●●円で●●円、理由については、隣接地を買い受けて経営規模の拡大を図るためであります。

番号5番、渡人、●●●●、受人、●●●●、所在、多寄町(39線東)、地番、●●●●外6筆、地目、田、面積66,467㎡、対価、反当り、田●●円で●●円、理由については、近隣地を買い受けて経営規模の拡大を図るためであります。

番号6番、渡人、●●●●、受人、●●●●、所在、多寄町(39線東)、地番、●●●●外4筆、地目、田・畑・用悪水路、面積43,812㎡、対価、反当り、田●●円、畑●●円、用悪で●●円、理由については、近隣地を買い受けて経営規模の拡大を図るためであります。

番号7番、渡人、●●●●、受人、●●●●、所在、朝日町登和里、地番、●●●●外16筆、地目、田、面積87,373.25㎡、対価、反当り、田●●円で●●円、理由については、買

いを受けて経営規模の拡大を図るためであります。

番号8番、渡人、●●●●、受人、●●●●、所在、朝日町登和里、地番、●●●●外26筆、地目、田・畑、面積75,187.05㎡、対価、反当り、田●●●●円、畑●●●●円で●●●●円、理由については、買い受けて経営規模の拡大を図るためであります。

番号9番、渡人、●●●●、受人、●●●●、所在、南士別町、地番、●●●●外6筆、地目、田、面積51,428㎡、対価、反当り、田●●●●円で●●●●円、理由については、農地売買等事業により買い受けるためであります。

番号10番、渡人、●●●●、受人、●●●●、所在、南士別町、地番、●●●●外7筆、地目、田・畑、面積47,623㎡、対価、反当り、田●●●●円、畑●●●●円で●●●●円、理由については、農地売買等事業により買い受けるためであります。

番号11番、渡人、●●●●、受人、●●●●、所在、武徳町(44線東)、地番、●●●●外3筆、地目、田、面積43,640㎡、対価、反当り、田●●●●円で●●●●円、理由については、農地売買等事業により買い受けるためであります。

番号12番、渡人、●●●●、受人、●●●●、所在、武徳町(44線東)、地番、●●●●外4筆、地目、田、面積69,132㎡、対価、反当り、田●●●●円で●●●●円、理由については、農地売買等事業により買い受けるためであります。

番号13番、渡人、●●●●、受人、●●●●、所在、武徳町(42線東)、地番、●●●●外1筆、地目、田、面積13,814㎡、対価、反当り、田●●●●円で●●●●円、理由については、農地売買等事業により買い受けるためであります。

番号14番、渡人、●●●●、受人、●●●●、所在、武徳町(46線東)、地番、●●●●外3筆、地目、田、面積17,251㎡、対価、反当り、田●●●●円で●●●●円、理由については、農地売買等事業により買い受けるためであります。

番号15番、渡人、●●●●、受人、●●●●、所在、中士別町(7線西)、地番、●●●●外19筆、地目、田・畑、面積122,500.22㎡、対価、反当り、田●●●●円、畑●●●●円で●●●●円、理由については、農地売買等事業により買い受けるためであります。

番号16番、渡人、●●●●、受人、●●●●、所在、中士別町(5線東)、地番、●●●●外9筆、地目、田・畑、面積100,930㎡、対価、反当り、田●●●●円、畑●●●●円で●●●●円、理由については、農地売買等事業により買い受けるためであります。

番号17番、渡人、●●●●、受人、●●●●、所在、武徳町(46線東)、地番、●●●●外14筆、地目、田・畑、面積101,661㎡、対価、反当り、田●●●●円、畑●●●●円で●●●●円、理由については、農地売買等事業により買い受けるためであります。

番号18番、渡人、●●●●、受人、●●●●、所在、上士別町(25線南)、地番、●●●●●外1筆、地目、田、面積33,603㎡、対価、反当り、田●●●●円で●●●●円、理由については、農地売買等事業により買い受けるためであります。

番号19番、渡人、●●●●、受人、●●●●、所在、上士別町(15線南)、地番、●●●●●外11筆、地目、田・畑、面積80,457㎡、対価、反当り、田●●●●円、畑●●●●円で●●●●円、理由については、農地売買等事業により買い受けるためであります。

番号20番、渡人、●●●●、受人、●●●●、所在、上士別町(17線南)、地番、●●●●●外0筆、地目、田、面積38,292㎡、対価、反当り、田●●●●円で●●●●円、理由については、

農地売買等事業により買い受けるためであります。

番号 21 番、渡人、●●●●、受人、●●●●、所在、上士別町(16 線南)、地番、●●●●
●外 6 筆、地目、田、面積 44,085 m²、対価、反当り、田●●●●円で●●●●円、理由については、
農地売買等事業により買い受けるためであります。

番号 22 番、渡人、●●●●、受人、●●●●、所在、上士別町(19 線南)、地番、●●●●
●外 10 筆、地目、田、面積 38,853 m²、対価、反当り、田●●●●円で●●●●円、理由については、
農地売買等事業により買い受けるためであります。

番号 23 番、渡人、●●●●、受人、●●●●、所在、温根別町、地番、●●●●外 29 筆、
地目、田・畑、面積 263,657 m²、対価、反当り、田●●●●円、畑●●●●円で●●●●円、理由につい
ては、農地売買等事業により買い受けるためであります。

番号 24 番、貸人、●●●●、借人、●●●●、所在、南士別町、地番、●●●●外 5 筆、
地目、・畑、面積 108,637 m²、賃貸料、反当り、畑●●●●円で●●●●円、理由については、再度借
り受けて経営基盤の安定を図るためであります。

番号 25 番、貸人、●●●●、借人、●●●●、所在、中士別町(2 線西)、地番、●●●●
外 27 筆、地目、田・畑、面積 168,435 m²、賃貸料、使用貸借のため無償、理由については、
再度借り受けて経営基盤の安定を図るためであります。

番号 26 番、貸人、●●●●、借人、●●●●、所在、上士別町(17 線南)、地番、●●●●
●外 7 筆、地目、田・畑、面積 84,631 m²、賃貸料、反当り、田●●●●円、畑●●●●円で●●●●円、
理由については、再度借り受けて経営基盤の安定を図るためであります。

番号 27 番、貸人、●●●●、借人、●●●●、所在、上士別町(17・18 線南)、地番、●●●●
●●外 3 筆、地目、田、面積 77,119 m²、賃貸料、反当り、田●●●●円で●●●●円、理由につい
ては、再度借り受けて経営基盤の安定を図るためであります。

番号 28 番、貸人、●●●●、借人、●●●●、所在、上士別町(18 線南)、地番、●●●●
●外 1 筆、地目、田、面積 46,660 m²、賃貸料、反当り、田●●●●円で●●●●円、理由につい
ては、再度借り受けて経営基盤の安定を図るためであります。

番号 29 番、貸人、●●●●、借人、●●●●、所在、上士別町(17 線南)、地番、●●●●
●外 2 筆、地目、田、面積 40,294 m²、賃貸料、反当り、田●●●●円で●●●●円、理由につい
ては、再度借り受けて経営基盤の安定を図るためであります。

番号 30 番、貸人、●●●●、借人、●●●●、所在、上士別町(16 線南)、地番、●●●●
●外 1 筆、地目、田、面積 96,914 m²、賃貸料、反当り、田●●●●円で●●●●円、理由につい
ては、再度借り受けて経営基盤の安定を図るためであります。

番号 31 番、貸人、●●●●、借人、●●●●、所在、上士別町(16 線北・17 線南)、地番、
●●●●外 6 筆、地目、田、面積 139,626 m²、賃貸料、反当り、田●●●●円で●●●●円、理由に
ついては、再度借り受けて経営基盤の安定を図るためであります。

番号 32 番、貸人、●●●●、借人、●●●●、所在、多寄町(39 線東)、地番、●●●●
外 7 筆、地目、田・畑、面積 64,384 m²、賃貸料、反当り、田●●●●円、畑●●●●円で●●●●円、
理由については、隣接地を借り受けて経営規模の拡大を図るためであります。

番号 33 番、貸人、●●●●、借人、●●●●、所在、朝日町登和里、地番、●●●●外 4
筆、地目、田、面積 43,625 m²、賃貸料、反当り、田●●●●円で●●●●円、理由については、借り

受けて経営規模の拡大を図るためであります。

番号 34 番、貸人、●●●●、借人、●●●●、所在、朝日町登和里、地番、●●●●外 7 筆、地目、田、面積 45,397 m²、賃貸料、反当り、田●●円で●●円、理由については、借り受けて経営規模の拡大を図るためであります。

番号 35 番、貸人、●●●●、借人、●●●●、所在、朝日町茂志利、地番、●●●●外 11 筆、地目、畑、面積 91,146 m²、賃貸料、反当り、畑●●円で●●円、理由については、再度借り受けて経営基盤の安定を図るためであります。

以上、35 件の計画については、農業経営基盤強化促進法 第 18 条第 3 項 第 1 号に規定する、土別市農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想に適合し、利用権設定等促進事業の要件を満たしています。

以上で 説明を終わります。

●議長（保科隆志君） 質疑に入ります。

なお、農業委員会等に関する法律第 31 条第 1 項の規定により、本案件中、番号 3 番について古川委員の発言はご遠慮願います。ご発言ございませんか。

（「なし」の声あり）

●議長（保科隆志君） ご発言がないようですので、本案については原案のとおり決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

●議長（保科隆志君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第 3 号は原案のとおり可決されました。

●議長（保科隆志君） 以上で、本会議に付議されました、全ての案件の審議を終了いたしました。

第 25 回総会は、これをもちまして閉会いたします。

（午後 1 時 00 分 閉会）